

# － 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 25 年 3 月 29 日・東京都規則第 96 号

## 1 概要

### (1) 改正理由

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「低炭素化法」という。）の施行及びエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）の改正に伴い、エネルギー有効利用計画書、建築物環境計画書、地域エネルギー供給計画書等に係る規定を改める。

### (2) 改正内容

ア エネルギー有効利用計画書、地域エネルギー供給計画書及び建築物環境計画書の提出期限を、新築をしようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（当該建築物が複数ある場合にあつては、当該日のうち最も早い日）とする。

（ア） 建築確認申請等の日

（イ） 低炭素化法に基づく認定の申請の日

イ 次に掲げる日のいずれか早い日（建築物が複数ある場合にあつては、当該日のうち最も早い日）までに、特定開発事業における特別大規模建築物以外の建築物であつて、新築である建築物に係るエネルギー有効利用計画書に変更があつた場合は、変更の届出を行うこととする。

（ア） 建築確認申請等の日

（イ） 低炭素化法に基づく認定の申請の日

ウ エネルギー有効利用計画書の公表期間の起算日を、新築をしようとする建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（当該建築物が複数ある場合にあつては、当該日のうち最も早い日）とする。

（ア） 建築確認申請等の日

（イ） 低炭素化法に基づく認定の申請の日

エ 地域エネルギー供給計画書の公表期間の起算日を、当該計画書に基づくエネルギー供給を行う建築物に係る次に掲げる日のいずれか早い日（当該建築物が複数ある場合にあつては、当該日のうち最も早い日）とする。

（ア） 建築確認申請等の日

（イ） 低炭素化法に基づく認定の申請の日

オ 省エネルギー性能目標値の設定及び地域冷暖房区域の指定に係る説明の対象となる建築物の用途に、工場等を追加する。

カ 省エネルギー性能目標値を設定する事項を、建築物の部分の区分に応じて、次のとおり定める。

建築物の部分の区分	省エネルギー性能目標値を設定する事項
規則第8条の3第2項第1号から第8号までに規定する用途に供する部分(各用途に供する部分の延べ面積が2,000㎡以上であるものに限る。)	各部分ごとの建築物の熱負荷の低減
建築物の全体(規則第8条の3第2項第2号から第9号までに規定する用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が2,000㎡以上である場合に限る。)	設備システムのエネルギーの使用の合理化

キ 省エネルギー性能基準の遵守の対象となる用途に、規則第8条の3第2項第1号の用途を追加する。

ク 省エネルギー性能基準の値を、建築物の部分の区分に応じて、次のとおり定める。

建築物の部分の区分	省エネルギー性能基準の値
規則第8条の3第2項第2号から第8号までに規定する用途に供する部分(各用途に供する部分の延べ面積が2,000㎡以上であるものに限る。)	熱負荷の低減率の値 0
建築物の全体(規則第8条の3第2項第2号から第9号までに規定する用途に供する部分のいずれかの部分の延べ面積が2,000㎡以上である場合に限る。)	設備システムのエネルギーの利用の低減率の値 0

ケ 建築物環境計画書に係る変更の届出が必要な場合に、規則第8条の3第2項第1号の用途が新たに2,000㎡以上になる変更を追加する。

## 2 施行日

平成25年4月1日

## 3 問合せ先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課建築物係

直通 03-5388-3536

内線 42-751